

令和5年度 第1回いじめ対策総点検にかかる学校訪問指導について

県教育庁生徒指導課による標記の指導が行われました。

1 訪問日時 令和5年8月4日（金） 14:00～16:00

2 訪問者 いじめ対策室副参事、いじめ対策室指導主事

3 日 程 14:00～14:50 現状の聴き取り、協議
14:50～16:00 グループワーク（シミュレーション）

4 参加者

(1) 現状の聴き取り、協議

校長、教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）

(2) グループワーク

P T A 会長、P T A 副会長

校長、教頭、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）

1 学年主任、2 学年主任（保健主事）、3 学年副任（進路指導主事）

5 指導内容

(1) 現状の聴き取り、協議

- ・いじめが疑われる事案について教員による抱え込みがないよう全教員に伝えること。
- ・事案内容等の情報共有において、他学年を含めた全教員で関係生徒を見ていく体制を構築すること。
- ・全ての事案をスクールカウンセラーと共有し、カウンセリングの必要性について考えていただくこと。
- ・生徒指導に関する校内研修において、欠席した教員に対して、最低でも資料の共有、可能ならば動画を撮影して視聴させること。
- ・いじめと認知しない場合の判断は慎重に行うこと。
- ・いじめに関するアンケートについては提出当日に内容を確認し、対応を開始すること。
- ・学校いじめ防止基本方針を毎年、全ての保護者に確実に周知すること。
- ・社会通念上合理的と認められない校則があれば、生徒主体の見直しを行うこと。

(2) グループワーク

S N S への書き込みに関する架空の事案について、3つの場面における組織的対応を検証しました。

＜主な指導事項＞

場面1 組織的対応【事案発生から第1次判断まで】

- ・校長は「いじめの疑いあり」を明確に宣言すること。
- ・保護者の相談があったその日のうちに保護者への連絡を行うこと。
- ・早めに情報を知るべき職員には迅速に情報を伝えること。

場面2 被害生徒の聴き取り結果を受けて支援方法の検討

【学校いじめ対策会議2回目】

- ・加害生徒への聴き取りを拒む理由を被害生徒に確認すること。
- ・被害生徒を守る方法を被害生徒に具体的に伝えること。
- ・S N S 上の誹謗中傷について、被害生徒や保護者の要望に応じて相談窓口を紹介したり警察への相談を促すこと。また、可能な限り削除を行うこと。
- ・被害生徒の前籍校（中学校等）と情報共有を行うこと。

場面3 被害生徒の聴き取りをもとにした支援方法の検討

【学校いじめ対策会議3回目において】

- ・証拠保全など警察の助言を受けて学校が動くこと。
- ・被害生徒の希死念慮に配慮し、「保護者用自殺予防リーフレット」を用いて被害生徒の保護者と自殺のリスクについて共有すること。

グループワークの後、参観したPTA会長、PTA副会長より感想を述べていただきました。